

研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する 相談及び通報について

国立水俣病総合研究センターでは、研究費全般及び研究活動に関する不正の防止は次の項目を基本方針として取り組んでいます。

- 一 不正防止対策に関する責任体制の明確化
- 二 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
- 三 研究費の適正な運営・管理のための具体的実施事項
- 四 不正使用に関する情報伝達体制の確保
- 五 実効性のある監査体制の整備

また、研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に関する通報に対応するため、通報窓口を設置し、また、研究費の使用や研究活動に関するルール等について、相談を受け付ける窓口を設置するなど、情報が適切に伝達される体制の構築に努めています。

【相談窓口】

国立水俣病総合研究センター 主任研究企画官
〒867-0008
熊本県水俣市浜 4058-18
電話番号：0966-63-3111（FAX：0966-61-1145）
（平日 8：30～17：15）
e-mail: AKITO_MATSUYAMA@env.go.jp

【通報窓口】

国立水俣病総合研究センター 総務課長
〒867-0008
熊本県水俣市浜 4058-18
電話番号：0966-63-3111（FAX：0966-61-1145）
（平日 8：30～17：15）
e-mail: MASAKUNI_TANAKA@env.go.jp

通報に関する調査等においては通報者が特定されないよう配慮します。また、通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることはありません。